

雫石町監査委員告示 6 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 4 年度において町が財政的援助を与えている団体及び公の施設の指定管理者の監査を令和 5 年 5 月 25 日から 6 月 22 日の期間で実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 9 月 6 日

雫石町監査委員	小	田	純	治
同	階		研	太

財政援助団体等監査報告書

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項及び雫石町監査基準第2条第1項第3号に規定する「補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

令和4年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

(1) 補助金等交付団体

団体等名称	補助金等内容
社会福祉法人雫石町社会福祉協議会	社会福祉協議会運営費補助金
鶯宿温泉開発株式会社	鶯宿温泉開発株式会社運営費補助金
岩手県立雫石高等学校教育振興協議会	雫石高等学校存続対策支援事業費補助金
一般財団法人雫石町スポーツ協会	スポーツ協会事業費補助金

(2) 公の施設の指定管理者

団体等名称	指定管理施設名
特定非営利活動法人わらしやんど雫石	雫石町児童館
特定非営利活動法人まちサポ雫石	雫石町まちおこしセンター

3 監査の期間

令和5年5月25（木）から 令和5年6月22日（木） まで

4 監査の手順

令和5年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、書類監査及び対面監査を行った。

5 監査の結果（概要）

当年度の財政援助団体等監査の結果は、別添資料に記載した監査結果のとおりである。補助金の出納に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるが、補助金交付に係る一連の事務については再度周知徹底をされたい。

公の施設の指定管理者についてもおおむね適正に処理されているものと認められる。ただし、一部不適切な事務処理が見受けられたため、関係する法令、条例、規則及び要綱等

を確認され、適切な事務処理となるよう指導されたい。また、委任者と受任者が一層の相互連携を図り、より円滑な管理運営となるよう、基本協定書及び仕様書に従い適切な施設管理に努められるよう指導されたい。

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会運営費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

社会福祉法人雫石町社会福祉協議会 会長 目時 大堂

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石町社会福祉協議会の適正な運営の確保と地域福祉の推進を図るため、当協議会に対し運営に要する経費を補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
28,858,000 円	令和4年4月1日 (変更)	令和4年4月1日 (変更)	令和4年4月8日 令和4年7月8日
	令和4年5月6日 (変更)	令和4年6月13日 (変更)	令和4年10月7日 令和5年1月10日 (戻入)
	令和5年3月31日	令和5年3月31日	令和5年4月19日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。

当協議会は、地域福祉の推進と社会福祉事業の充実のため、地域に根差した活動を継続的に行っており、本町の福祉施策の実行・拡充には欠かせない役割を担っており、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

社会福祉協議会は営利を目的とする団体ではないため、自主財源の確保が難しく、当該補助金に頼らざるを得ないが、少しでも自主財源を増やすべく中期経営計画を策定し、経営改善に努めていることも併せて確認した。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

労働基準法の改正に伴う、月60時間を超える時間外労働の割増賃金に関する規定が未だ就業規則に反映されていないため、遅滞なく整備されたい。

鶯宿温泉開発株式会社運営費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

鶯宿温泉開発株式会社 代表取締役 若林 武文

2 財政援助の目的

当該補助金は、鶯宿温泉の観光振興のため、その事務管理運営業務と観光窓口業務を維持するため、その運営に要する経費を補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
4,921,000 円	令和4年4月1日	令和4年4月1日	令和4年6月24日 令和5年3月24日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。

本町観光事業の重要な一端を担う鶯宿温泉郷への温泉の安定供給と、観光客に対する案内サービス等の向上に寄与しており、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

賃金規程と職員の労働契約書の内容に差異があった。所管課を通じて理由を確認すると、従前に所属していた鶯宿温泉観光協会の給与体系を引き継いでいたとのことである。この状況を改善するため、今後賃金規程のみならず、就業規則についても再度精査し、職員が安心して勤務できる環境を整備され、鶯宿温泉郷の更なる発展に尽力していただきたい。

【意見】

当該補助金の交付が令和7年度で終了予定と伺っている。今後も健全経営に尽力されたい。

雫石高等学校存続対策支援事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

岩手県立雫石高等学校教育振興協議会 会長 三河 千春

2 財政援助の目的

当該補助金は、雫石高等学校が今後も地域に根ざし存続できるよう、入学者の確保及び在校生並びにその保護者の教育費の負担軽減を目的に、入学時にかかる費用の一部助成や全学年に対する教科書購入費用の全額助成等を交付するものである。

3 補助金交付額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
3,401,612 円	令和4年4月1日	令和4年4月1日	令和4年6月20日
	(変更) 令和5年3月23日	(変更) 令和5年3月23日	(戻入) 令和5年4月3日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また補助の目的に沿って活用されたことを確認した。

令和4年度においては、新入生22人を確保し、その全員が入学奨励金の交付を受け、新入学用品の費用負担軽減の一助となった。また、全校生徒の教科書購入費の全額助成や通学にかかる定期券購入費の一部助成など、在校生の教育環境の整備等に効果的に作用したものと考えられ、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

【意見】

令和4年度入学生は22人となり1学年を維持することができたが、少子化の影響により、学生全体の人数が減少し、今後も厳しい状況となることが懸念される。本補助金の目的である雫石高校の存続のため、今後も当該補助金制度の周知活動や雫石高校の魅力について積極的にPRし、目的達成に尽力されたい。

一般財団法人雫石町スポーツ協会事業費補助金

1 財政援助団体の名称及び代表者

一般財団法人雫石町スポーツ協会 会長 舛澤 誠一

2 財政援助の目的

当該補助金は、本町のスポーツ振興の発展のため、当協会が推進する事業に要する経費を補助することを目的とする。

3 補助金支出額等

補助金交付額	申請年月日	交付指令年月日	交付年月日
3,685,000 円	令和4年5月30日	令和4年5月31日	令和4年8月15日
	(変更)	(変更)	令和5年5月18日
	令和5年3月30日	令和5年3月30日	(戻入) 令和5年5月18日

4 監査の結果

当該補助金は適正に支払われ、また事業の目的に沿って活用されたことを確認した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症により各地区体育会の事業が中止となったものの、ジュニア育成費及びスポーツ少年団育成費については予算どおり交付され、それぞれの育成に寄与したことを確認した。また、八幡平市で行われた冬季国体に出場する選手及びスタッフに選手強化費を交付しており、当該財政援助の目的は達成され有効性があったと認められた。

なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【注意事項】

選手強化費を交付した際、受領印やサインは確認できたが、受領日の記入が一部ないものを確認した。不正行為等を未然に防ぐためにも、受領印やサインと共に必ず記入してもらうよう、当協会に対し指導されたい。

【意見】

今後も本町のスポーツ振興について尽力され、若手の育成に注力されたい。

「雫石町児童館」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

特定非営利活動法人 わらしやんど雫石 理事長 岩持 斗季子

2 指定管理施設名

雫石町児童館

3 指定管理協定締結期間

平成31年4月1日 ～ 令和5年3月31日

4 指定管理による管理の目的

雫石町児童館は、健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に設置された施設である。この施設を指定管理させることにより、児童及び保護者のニーズを的確にとらえながら、将来を担う子ども達の健やかな成長に寄与することを目的とするものである。

5 指定管理料（令和4年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
5,900,000円	令和4年4月20日	2,950,000円
	令和4年10月7日	2,950,000円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。令和4年度の年間利用者数が前年度に比べ60%以上増加し、4,988人となっている。小学生のみならず、中学生や高校生も利用しており、子ども達の遊びの拠点、また集いの拠点として児童館の役割が非常に大きいものであることを認識した。

しかしながら、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

(1) 経費の支出に際し、理事長からの決裁なく、その事務を1人の職員が行っていることを確認した。今後は、支出伺書等による起案及び決裁の事務フローを確立させ、適切な経理事務をされたい。

(2) 職員の退職時のため、民間の保険会社が販売する退職金保険に2名分加入していた。令和5年3月に職員1名が退職したため、その者に対し当該保険の解約金235,298円の全額が支払われたのかと推測したが、その退職者には50,000円しか支払われていなかった。その理由について聴取すると、残りの金額は児童館の運営経費に利用したとのことであった。本来の目的である職員の退職時の給付金を、その目的以外に使用することは好ましい

状況ではないため、退職金の目的外使用は控えられたい。

(3) 職員に対し謝金として1回5,000円計6回、合計30,000円を支払っていることを確認した。その内容は、草刈作業及び除雪作業であったが、作業日誌がないため、いつ行ったものであるか不明であった。就業時間内であれば、通常業務の環境整備の一環として、就業時間外であれば、時間外手当を支給すべきであるため、早急に改められたい。

【注意事項】

(1) 基本協定書には、利用者向上のためアンケートを実施すると明記されているが、実際にはその運用がなされていなかった。現在までクレームはないとのことであるが、利用者及びその父母等から少しでも言われたことは職員内で共有すべきであるため、口頭受付簿やクレーム処理簿等などにより記録を残していただきたい。

「雫石町まちおこしセンター」の指定管理

1 財政援助団体の名称及び代表者

特定非営利活動法人 まちサポ雫石 理事長 櫻田 七海

2 指定管理施設名

雫石町まちおこしセンター

3 指定管理協定締結期間

令和2年4月1日 ～ 令和6年3月31日

4 指定管理による管理の目的

雫石町まちおこしセンターは、中心市街地の拠点として、さまざまな事業を通して町民同士の交流を促進し、地域社会の活性化を目的に設置された施設である。この施設を指定管理させることにより、民間のノウハウを取り入れながら、賑わいのある町づくりに貢献してもらうことを目的とするものである。

5 指定管理料（令和4年度）

指定管理料	支出年月日	支出金額
11,400,153円	令和4年4月28日	2,625,000円
	令和4年7月29日	2,625,000円
	令和4年10月28日	2,625,000円
	令和5年1月30日	2,625,000円
	令和5年4月28日	900,153円

6 監査の結果

当該施設は、適切に管理され、設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。中心市街地活性化情報発信事業をはじめ、各種事業を通して町民のふれ合いの場をつくり、町なかの憩いの場の拠点としての役割を担っていることを確認した。なお、次の点が見られたので、適正な事務処理をされたい。

【指摘事項】

雫石町まちおこしセンターを利用する場合、利用許可申請書を指定管理者に提出し、それを受けて指定管理者は利用許可書を交付するものとされているが、実際は、申請書を受領せず、許可書を申請書として利用者に記入させていたことを確認した。施行規則に則った事務手続きをされたい。